

箕輪町こども計画(仮称)策定支援業務委託 企画提案審査要領

1 基本的な考え方

企画提案の審査にあたっては、提案内容を公平かつ客観的に評価し、委託する業務の目的が達成できるように最適な事業者を選定すること。

2 審査者

審査者は箕輪町の職員7人以内とし、こども未来課にて選出する。なお、審査者氏名の公表は一切行なわない。

3 提案に対する評価

次の評価基準に基づき審査する。

評価項目			評価の基準	配点
価格以外 の評価点 (80点)	提案者に関する評価 (20点)	履行実績等	・本業務と同種の業務実績があるか。	10点
		業務実施体制	・業務責任者や主担当者の経歴その他の業務実施体制が本業務の履行に当たって相応しいものとなっているか。	10点
	企画提案に関する評価 (60点)	提案内容の的確性	・業務委託の目的や町の現状等を十分に把握し、反映した提案になっているか。	20点
		提案内容の実現性	・業務体制、見積金額、提案内容を総合的に判断して実現性があるか。	20点
			・ワークショップの運用する支援体制が整っているか。	20点
	価格評価(20点)			最低見積額÷見積金額×価格点の配点

4 受託候補者の決定

評価点の合計が最も高い提案者を受託候補者とする。なお、合計点が高い者が2人以上ある場合には、次により受託候補者を決定する。

- (1)「提案内容の適格性」の評価点異なる場合は、その評価が高いものを受託候補者とする。
- (2)「提案内容の適格性」の評価点同じ場合、「提案内容の実現性」の評価が高いものを受託候補者とする。
- (3)「提案内容の実現性」の評価点同じ場合、「価格評価」の評価点が高いものを受託候補者とする。
- (4)「提案内容の適格性」「提案内容の実現性」「価格評価」の評価点同じ場合には、本事業に関係のない箕輪町職員にくじ引きをさせ、受託候補者を決定する。